

地域防災計画 風水害等対策編 新旧対照表

第1部 総則

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
1	<p>第1章 計画の方針</p> <p>第2節 計画の基本計画</p> <p>2 自主防災体制の確立 (略)</p> <p>男女双方の視点に加え、多様な性的指向・<u>ジェンダーアイデンティ</u>に配慮した防災を進めるため、防災現場における多様な人々の参画拡大に留意する。 (略)</p> <p>(記載場所変更)</p> <p>6 SDGs の観点を踏まえた施策の推進</p>	<p>第1章 計画の方針</p> <p>第2節 計画の基本計画</p> <p>2 自主防災体制の確立 (略)</p> <p>男女双方の視点に加え、多様な性的指向・<u>性自認</u>に配慮した防災を進めるため、防災現場における多様な人々の参画拡大に留意する。 (略)</p> <p>6 新型コロナウイルス感染症を踏まえた防災対策 <u>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u>、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、市は、「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン【避難所運営実務者向け】(滋賀県作成)」等を参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等の感染症対策に取り組むこととする。市は、県と連携の下、自宅療養者の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報提供を行う。</p> <p>7 SDGs の観点を踏まえた施策の推進</p>	<p>県計画と整合性をはかるため</p> <p>第4部 災害復旧計画 第4章 災害救助保護計画 第2節 避難救出計画 3 避難所の運営へ記載場所変更</p>
9	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(2) <u>NTT西日本(株)</u> (滋賀支店) (以下「NTT西日本」という)</p>	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(2) <u>西日本電信電話(株)</u> (滋賀支店) (以下「NTT西日本」という)</p>	<p>【NTT西日本(株)】組織改編による修正</p>

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第2部 市の概況と防災対策の推進方向

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
19	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第5節 道路・交通量</p> <p>本市は交通の要衝の地にあり、広域幹線道路として名神高速道路、国道1号が、市域の東部を南北に、JR東海道本線、同新幹線と併走しており、また湖岸寄りには主要地方道大津守山近江八幡線、<u>大津草津線および</u>草津守山線が通っている。</p>	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第5節 道路・交通量</p> <p>本市は交通の要衝の地にあり、広域幹線道路として名神高速道路、国道1号が、市域の東部を南北に、JR東海道本線、同新幹線と併走しており、また湖岸寄りには主要地方道大津守山近江八幡線<u>および主要地方道</u>草津守山線が通っている。</p>	【滋賀県】県道同士の接続箇所が草津市内に存在するため
20	<p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、<u>令和7年</u>4月1日現在、防火水槽は617基、消火栓は2,551基整備されている。</p> <p>(R7年消防年報（湖南広域消防局発行）による)</p> <p>市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和7年</u>4月1日現在の充足率は<u>87% (239人)</u>であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。</p>	<p>第7節 消防水利施設と消防団の現状</p> <p>消防水利についてみると、<u>令和5年</u>4月1日現在、防火水槽は609基、消火栓は2,514基整備されている。</p> <p>(R5年消防年報（湖南広域消防局発行）による)</p> <p>市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和5年</u>4月1日現在の充足率は<u>83% (228人)</u>であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。</p>	時点修正
23	<p>第4章 土地利用の変遷の検討</p> <p>第1節 土地利用の変遷</p> <p>8 現在</p> <p>(略)</p> <p>平成20年には新名神高速道路への連絡道路が開通し、草津田上インターチェンジが設置された。</p> <p><u>令和7年には都市計画道路山手幹線の草津市域の道路が全線開通した。</u></p>	<p>第4章 土地利用の変遷の検討</p> <p>第1節 土地利用の変遷</p> <p>8 現在</p> <p>(略)</p> <p>平成20年には新名神高速道路への連絡道路が開通し、草津田上インターチェンジが設置された。</p>	【滋賀県】情報の更新

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
32	<p>第1章 防災知識普及計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第2 事業計画</p> <p>(10) 言い伝えや教訓の伝承</p> <p>市は、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメント等自然災害伝承碑を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>第1章 防災知識普及計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>第2 事業計画</p> <p>(10) 言い伝えや教訓の伝承</p> <p>市は、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメントを含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。</p>	県計画と整合性をはかるため
38	<p>第3章 通信放送施設災害予防計画</p> <p>第3 事業計画</p> <p>1 市防災行政無線</p> <p>(1) 移動系無線の整備</p> <p>消防局に無線機を設置するほか、<u>広域避難所</u>をはじめ各部局、防災関連機関等の無線機<u>を設置している。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 一般通信施設 (NTT西日本(株)滋賀支店)</p>	<p>第3章 通信放送施設災害予防計画</p> <p>第3 事業計画</p> <p>1 市防災行政無線</p> <p>(1) 移動系無線の整備</p> <p>消防局に無線機を設置するほか、<u>前線基地</u>をはじめ各部局、防災関連機関等の無線機の再配置について検討する。</p> <p>(略)</p> <p>3 一般通信施設 (西日本電信電話(株)滋賀支店)</p>	避難対策部の再編成による時点修正 【NTT西日本(株)】組織改編による修正
40	<p>第4章 水害予防計画</p> <p>第4節 浸水防止対策</p> <p>第1 下水道施設整備計画</p> <p>2 現況</p> <p>本市の公共下水道（雨水）は、近年の宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れこみ浸水の原因となることから、昭和49年より雨水幹線整備事業を進め、下記表のとおり現在約 <u>636ha</u> の整備を完了している。</p> <p>3 事業計画</p> <p>浸水防止対策上特に重要な公共下水道雨水幹線については、急</p>	<p>第4章 水害予防計画</p> <p>第4節 浸水防止対策</p> <p>第1 下水道施設整備計画</p> <p>2 現況</p> <p>本市の公共下水道（雨水）は、近年の宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れこみ浸水の原因となることから、昭和49年より雨水幹線整備事業を進め、下記表のとおり現在約 <u>630ha</u> の整備を完了している。</p> <p>3 事業計画</p> <p>浸水防止対策上特に重要な公共下水道雨水幹線については、急</p>	【河川班】時点修正

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等												
	<p>激な都市化や開発から排水不良地域が生じないよう草津川(放水路)、伊佐々川、北川、狼川等の河川整備と整合を図り、雨水幹線の整備を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">全体計画</td><td style="width: 33.33%;">事業認可区域</td><td style="width: 33.33%;">整備済区域</td></tr> <tr> <td>3023.3ha</td><td>931.1ha</td><td style="color: red;"><u>636.4ha</u></td></tr> </table> <p>(令和7年3月末現在 河川課)</p>	全体計画	事業認可区域	整備済区域	3023.3ha	931.1ha	<u>636.4ha</u>	<p>激な都市化や開発から排水不良地域が生じないよう草津川(放水路)、伊佐々川、北川、狼川等の河川整備と整合を図り、雨水幹線の整備を推進する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">全体計画</td><td style="width: 33.33%;">事業認可区域</td><td style="width: 33.33%;">整備済区域</td></tr> <tr> <td>3023.3ha</td><td>931.1ha</td><td style="color: red;"><u>630.9ha</u></td></tr> </table> <p>(令和4年3月末現在 河川課)</p>	全体計画	事業認可区域	整備済区域	3023.3ha	931.1ha	<u>630.9ha</u>	
全体計画	事業認可区域	整備済区域													
3023.3ha	931.1ha	<u>636.4ha</u>													
全体計画	事業認可区域	整備済区域													
3023.3ha	931.1ha	<u>630.9ha</u>													
42	<p>第5章 土砂災害予防計画</p> <p>第1節 砂防・治山対策</p> <p>第2 事業計画</p> <p>3 情報収集・伝達体制</p> <p>土砂災害による被害を防止するため、彦根地方気象台の発表する気象情報、県防災情報システム・県土木防災情報等の地域住民への伝達体制が県によりインターネット等で整備されつつある。</p> <p>(略)</p> <p><u>第3節 危険な盛土等への対策</u></p> <p style="text-align: center;"><u>〔建設部仮設住宅・建築班〕</u></p> <p><u>第1 現況と計画方針</u></p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">危険な盛土等による災害から国民の生命および財産を守るために、「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）」に基づき、一定規模以上の盛土等を規制する。また、安全性が確認できない盛土等について、土地所有者等に対策を求める。</p>	<p>第5章 土砂災害予防計画</p> <p>第1節 砂防・治山対策</p> <p>第2 事業計画</p> <p>3 情報収集・伝達体制</p> <p>土砂災害による被害を防止するため、彦根地方気象台の発表する気象情報、県防災情報システム・県土木防災情報等の地域住民への伝達体制が県砂防課によりインターネット等で整備されつつある。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>県の組織改編による修正</p> <p>滋賀県からの意見反映</p>												

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
	<p>第2 事業計画</p> <p><u>県は、盛土規制法に基づき、一定規模以上の盛土等について規制し、危険な盛土等による災害から市民の生命および財産を守る。また、県は、危険が確認された盛土等について、盛土規制法に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分を行い、盛土等に伴う災害を防止する。</u></p> <p><u>市は、県と連携し、情報共有を行うとともに、危険が確認された盛土等について、対策が完了するまでの間、必要に応じて避難情報の発令等を行う。</u></p>		
47	<p>第7章 防災救助施設等整備計画</p> <p>第3節 救助施設等整備計画</p> <p>第2 現況</p> <p>市コミュニティ防災センターにおいて、避難救出救護用資機材等の整備を行っている。</p> <p>また、市内 <u>29</u>ヶ所に防災拠点として防災備蓄倉庫を設置し、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄している。</p> <p>第3 事業計画</p> <p>コミュニティ防災センター・<u>教育研究所・広域避難所</u>・彈正公園に定数を定め、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄する。また、平成27年1月防災アセスメントに基づく避難者等の増加に対応するため、広域避難所に必要な備蓄資機材を計画的に配備する。</p>	<p>第7章 防災救助施設等整備計画</p> <p>第3節 救助施設等整備計画</p> <p>第2 現況</p> <p>市コミュニティ防災センターにおいて、避難救出救護用資機材等の整備を行っている。</p> <p>また、市内 <u>23</u>ヶ所に防災拠点として防災備蓄倉庫を設置し、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄している。</p> <p>第3 事業計画</p> <p>コミュニティ防災センター・<u>前線基地・サテライト基地</u>・彈正公園・<u>くさつシティアリーナ</u>に定数を定め、備蓄食糧等避難救援用資機材、避難救出救護用資機材を備蓄する。また、平成27年1月防災アセスメントに基づく避難者等の増加に対応するため、広域避難所に必要な備蓄資機材を計画的に配備する。</p>	時点修正 避難対策部の再編成による
50	第9章 電力・ガス施設災害予防計画	第9章 電力・ガス施設災害予防計画	【関西電力送

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
	<p>第1節 電力施設災害予防計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p><u>電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。</u></p>	<p>第1節 電力施設災害予防計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p><u>災害対策基本法第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資する。</u></p>	配電(株)震災対策編と表現を統一するため。
54	<p>第11章 自主防災組織整備計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>2 自主防災組織の必要性の啓発と指導</p> <p>(略)</p> <p><u>また、市は、県と協力し、リーダー育成のための講習会を開催する。その際、講習内容が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるとともに、女性リーダーの育成とともに男性リーダーの理解促進につながるよう配慮する。なお、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の配置など、女性の参画が促進されるようにする。仕事別の班分けにあたっては、各班に男女とも配置し、作業が性別により偏らないようにする。</u></p>	<p>第11章 自主防災組織整備計画</p> <p>第1 計画方針</p> <p>2 自主防災組織の必要性の啓発と指導</p> <p>(略)</p> <p><u>この際、組織の核となるリーダーに対して県と協力して講習会、研修を実施することにより、これらの組織の日常化、訓練実施の促進、女性参画の促進に努めるものとする。</u></p>	県計画と整合性を合わせるため。
63	<p>第16章 物資の確保と緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>さらに、市および県は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設するとともに、効率的な運営ができるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物</p>	<p>第16章 物資の確保と緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>さらに、市および県は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p>	県計画と整合性をはかるため

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
	資支援のための準備に努める。		
64	<p><u>第17章 災害復旧・復興への備えの強化</u></p> <p><u>(1)地籍調査の推進</u></p> <p><u>災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界等）を復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査の推進を図る。</u></p> <p><u>(2)重要情報の保全</u></p> <p><u>市や県、各防災関係機関は、災害時の円滑な復旧・復興のため、各所管事業に係る土木建築構造物や地下埋設物に関する図面等の重要情報の保全を図る。さらに災害時に施設情報のみだけでなく、市民情報等市政に係る情報が失われることがないよう、重要情報のバックアップ、分散化を図る。</u></p>	(新規)	滋賀県からの意見反映

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
68	<p>第1章 防災組織整備計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>2 草津市災害対策本部 (削除)</p>	<p>第1章 防災組織整備計画</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>2 草津市災害対策本部</p> <p><u>(5) 避難対策部前線基地班</u></p> <p><u>ア 前線基地の組織</u></p> <p><u>前線基地班の組織は、避難対策部に属するものとする。</u></p> <p><u>イ 前線基地および管轄区域等</u></p> <p><u>(ア) 前線基地</u></p> <p><u>a 草津第二小学校</u></p> <p><u>b 玉川小学校</u></p> <p><u>c 老上小学校</u></p> <p><u>d 笠縫小学校</u></p> <p><u>(イ) 管轄区域</u></p> <p><u>a JR 東海道本線以東から草津川（放水路）以北の区域については、草津第二小学校を拠点として各避難所の統括を行い、本部の避難所班と連絡調整を行う。</u></p> <p><u>b JR 東海道本線以東から草津川（放水路）以南の区域については、玉川小学校を拠点として各避難所の統括を行い、本部の避難所班と連絡調整を行う。</u></p> <p><u>c JR 東海道本線以西から旧草津川以南の区域については、老上小学校を拠点として各避難所の統括を行い、本部の避難所班と連絡調整を行う。</u></p> <p><u>d JR 東海道本線以西から旧草津川以北の区域については、笠縫小学校を拠点として各避難所の統括を行い、本部の避難所班と連絡調整を行う。</u></p>	避難対策部の再編成による

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

	<p>(ウ) サテライト基地</p> <p>前線基地を補完するため、前線基地に指定していない広域避難所にサテライト基地を設置する。</p> <p>(エ) 前線基地等の機能</p> <p>前線基地には飲料水兼用防火水槽および防災備蓄倉庫を、サテライト基地には防災備蓄倉庫を設置し、チェーンソー等救助資機材、浄水装置・備蓄食糧等救援資機材を備蓄する。</p> <p>災害時には、前線基地とサテライト基地の防災資機材を活用し、迅速に救助・救援活動を実施する。</p> <p>ウ 前線基地班の任務分担および配置職員</p> <p>前線基地班は、市長等が避難の指示を行い、避難所開設を行う場合は、指定された前線基地等へ速やかに集合し、班長の指示を受け各避難所の被災者の収容、世話および物資の配給等の救援活動の指示を行うものとする。なお、本部との連絡は、前線基地等に設置している防災行政無線により行う</p> <p>(ア) 任務分担</p> <ul style="list-style-type: none"> a 各避難所との連絡調整に関すること。 b 本部の避難所班との連絡調整に関すること。 c 被災者の収容、世話に関すること。 d 物資等の配給に関すること。 e 炊き出しの調整に関すること。 f 避難者名簿の作成に関すること <p>(イ) 職員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> a 前線基地の周辺に居住する職員を基本とし、災害発生初期よりも状況が沈静化してからの時期に活動重点が置かれる所管の部、班の職員を配置する。 	
--	---	--

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

		<p><u>b 各前線基地に班長1名、副班長2~4名および班員10~20名を配置するものとする。</u></p> <p><u>なお、班長、副班長については、人事異動により配置職員が災害初期活動時において、直接指揮をとる部署へ配置された場合は、そのつど配置替えを行う。</u></p>	
	(5) 県への報告	(6) 県への報告	
79	<p>第2章 災害情報通信・伝達計画</p> <p>第1節 災害情報通信計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>2 災害情報の収集</p> <p>(4) 市 民</p> <p>市民は、<u>学区災害対策本部</u>を通じ被害状況を直ちに市（本部）に通報するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 災害広報計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>2 防災関係機関における広報</p> <p>（略）</p> <p>(4) <u>NTT西日本</u>滋賀支店</p>	<p>第2章 災害情報通信・伝達計画</p> <p>第1節 災害情報通信計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>2 灾害情報の収集</p> <p>(4) 市 民</p> <p>市民は、<u>町内会長</u>を通じ被害状況を直ちに市（本部）に通報するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>第2節 災害広報計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>2 防災関係機関における広報</p> <p>（略）</p> <p>(4) <u>西日本電信電話</u>滋賀支店</p>	各学区地区 防災計画と 整合性をあ わせるため

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>水害編))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">警戒1号体制。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>1 開始基準。</p> <p>管内にいずれかの注意報が発令された場合。</p> <p>(1) 強風注意報。</p> <p>(2) 風雪注意報。</p> <p>(3) 大雨注意報。</p> <p>(4) 洪水注意報。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>2 担当者。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・<u>警戒班（当務）</u>。</td> <td>・<u>署統括班（当務）</u>。</td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・<u>管制班（当務）</u>。</td> <td>・<u>署統括班（当務）</u>。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>警戒2号体制。</p> <p>1 移行基準。</p> <p>(1) 管内に次の警報が1以上発令された場合。</p> <p>ア 暴風警報。</p> <p>イ 暴風雪警報。</p> <p>ウ 大雨警報。</p> <p>エ 洪水警報。</p> <p>(2) 台風の接近が確実で、管内に災害発生が予測される場合。</p> <p>(3) 危機管理監が必要と認める場合。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>2 実施事項。</p> <p>消防局 警戒本部の開設。</p> <p>消防署 警戒指揮所の開設。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・危機管理監。</td> <td>・<u>署警防班（当務）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・全課員。</td> <td>・毎日勤務者。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・<u>警防班（課長補佐級以上の職員1名）</u>。</td> <td>・<u>署統括班（1名）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>総務班、情報班、管制班（各1名）</u>。</td> <td>・<u>署後方支援班（1名）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>※管制班（当務職員）</u>。</td> <td>・<u>署警防班（当務）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	警戒1号体制。			<p>1 開始基準。</p> <p>管内にいずれかの注意報が発令された場合。</p> <p>(1) 強風注意報。</p> <p>(2) 風雪注意報。</p> <p>(3) 大雨注意報。</p> <p>(4) 洪水注意報。</p>			<p>2 担当者。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・<u>警戒班（当務）</u>。</td> <td>・<u>署統括班（当務）</u>。</td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・<u>管制班（当務）</u>。</td> <td>・<u>署統括班（当務）</u>。</td> </tr> </table>			部署。	消防局。	消防署。	時間帯。			平日帯。	・ <u>警戒班（当務）</u> 。	・ <u>署統括班（当務）</u> 。	夜間・休日帯。	・ <u>管制班（当務）</u> 。	・ <u>署統括班（当務）</u> 。	<p>警戒2号体制。</p> <p>1 移行基準。</p> <p>(1) 管内に次の警報が1以上発令された場合。</p> <p>ア 暴風警報。</p> <p>イ 暴風雪警報。</p> <p>ウ 大雨警報。</p> <p>エ 洪水警報。</p> <p>(2) 台風の接近が確実で、管内に災害発生が予測される場合。</p> <p>(3) 危機管理監が必要と認める場合。</p>			<p>2 実施事項。</p> <p>消防局 警戒本部の開設。</p> <p>消防署 警戒指揮所の開設。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・危機管理監。</td> <td>・<u>署警防班（当務）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・全課員。</td> <td>・毎日勤務者。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・<u>警防班（課長補佐級以上の職員1名）</u>。</td> <td>・<u>署統括班（1名）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>総務班、情報班、管制班（各1名）</u>。</td> <td>・<u>署後方支援班（1名）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>※管制班（当務職員）</u>。</td> <td>・<u>署警防班（当務）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> </table>			部署。	消防局。	消防署。	時間帯。			平日帯。	・危機管理監。	・ <u>署警防班（当務）</u> 。		・全課員。	・毎日勤務者。			・署所応召者（小隊単位）。	夜間・休日帯。	・ <u>警防班（課長補佐級以上の職員1名）</u> 。	・ <u>署統括班（1名）</u> 。		・ <u>総務班、情報班、管制班（各1名）</u> 。	・ <u>署後方支援班（1名）</u> 。		・ <u>※管制班（当務職員）</u> 。	・ <u>署警防班（当務）</u> 。			・署所応召者（小隊単位）。	<p>水害編))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">警戒1号体制。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>1 開始基準。</p> <p>管内にいずれかの注意報が発令された場合。</p> <p>(1) 強風注意報。</p> <p>(2) 風雪注意報。</p> <p>(3) 大雨注意報。</p> <p>(4) 洪水注意報。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>2 担当者。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・消防救助隊長。</td> <td>・消防署長。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・災害管制課長。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・災害管制課主幹（当務）。</td> <td>・主幹（当務）。</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>警戒2号体制。</p> <p>1 移行基準。</p> <p>(1) 管内に次の警報が1以上発令された場合。</p> <p>ア 暴風警報。</p> <p>イ 暴風雪警報。</p> <p>ウ 大雨警報。</p> <p>エ 洪水警報。</p> <p>(2) 台風の接近が確実で、管内に災害発生が予測される場合。</p> <p>(3) 危機管理監が必要と認める場合。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>2 実施事項。</p> <p>消防局 警戒本部の開設。</p> <p>消防署 警戒指揮所の開設。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・危機管理監。</td> <td>・毎日勤務者。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・全課員。</td> <td>・交代勤務者（当務）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・危機管理監。</td> <td>・消防署長。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・消防救助隊長。</td> <td>・交代勤務者（当務）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・救命救急課長。</td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・災害管制課長。</td> <td>・消防署長が指名する係長級以上の消防救助隊員1名以上。</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	警戒1号体制。			<p>1 開始基準。</p> <p>管内にいずれかの注意報が発令された場合。</p> <p>(1) 強風注意報。</p> <p>(2) 風雪注意報。</p> <p>(3) 大雨注意報。</p> <p>(4) 洪水注意報。</p>			<p>2 担当者。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・消防救助隊長。</td> <td>・消防署長。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・災害管制課長。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・災害管制課主幹（当務）。</td> <td>・主幹（当務）。</td> </tr> </table>			部署。	消防局。	消防署。	時間帯。			平日帯。	・消防救助隊長。	・消防署長。		・災害管制課長。		夜間・休日帯。	・災害管制課主幹（当務）。	・主幹（当務）。	<p>警戒2号体制。</p> <p>1 移行基準。</p> <p>(1) 管内に次の警報が1以上発令された場合。</p> <p>ア 暴風警報。</p> <p>イ 暴風雪警報。</p> <p>ウ 大雨警報。</p> <p>エ 洪水警報。</p> <p>(2) 台風の接近が確実で、管内に災害発生が予測される場合。</p> <p>(3) 危機管理監が必要と認める場合。</p>			<p>2 実施事項。</p> <p>消防局 警戒本部の開設。</p> <p>消防署 警戒指揮所の開設。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・危機管理監。</td> <td>・毎日勤務者。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・全課員。</td> <td>・交代勤務者（当務）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・危機管理監。</td> <td>・消防署長。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・消防救助隊長。</td> <td>・交代勤務者（当務）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・救命救急課長。</td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・災害管制課長。</td> <td>・消防署長が指名する係長級以上の消防救助隊員1名以上。</td> </tr> </table>			部署。	消防局。	消防署。	時間帯。			平日帯。	・危機管理監。	・毎日勤務者。		・全課員。	・交代勤務者（当務）。			・署所応召者（小隊単位）。	夜間・休日帯。	・危機管理監。	・消防署長。		・消防救助隊長。	・交代勤務者（当務）。		・救命救急課長。	・署所応召者（小隊単位）。		・災害管制課長。	・消防署長が指名する係長級以上の消防救助隊員1名以上。	<p>非常災害警備計画の内容が一部改正されたことに伴う</p>
警戒1号体制。																																																																																																																	
<p>1 開始基準。</p> <p>管内にいずれかの注意報が発令された場合。</p> <p>(1) 強風注意報。</p> <p>(2) 風雪注意報。</p> <p>(3) 大雨注意報。</p> <p>(4) 洪水注意報。</p>																																																																																																																	
<p>2 担当者。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・<u>警戒班（当務）</u>。</td> <td>・<u>署統括班（当務）</u>。</td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・<u>管制班（当務）</u>。</td> <td>・<u>署統括班（当務）</u>。</td> </tr> </table>			部署。	消防局。	消防署。	時間帯。			平日帯。	・ <u>警戒班（当務）</u> 。	・ <u>署統括班（当務）</u> 。	夜間・休日帯。	・ <u>管制班（当務）</u> 。	・ <u>署統括班（当務）</u> 。																																																																																																			
部署。	消防局。	消防署。																																																																																																															
時間帯。																																																																																																																	
平日帯。	・ <u>警戒班（当務）</u> 。	・ <u>署統括班（当務）</u> 。																																																																																																															
夜間・休日帯。	・ <u>管制班（当務）</u> 。	・ <u>署統括班（当務）</u> 。																																																																																																															
<p>警戒2号体制。</p> <p>1 移行基準。</p> <p>(1) 管内に次の警報が1以上発令された場合。</p> <p>ア 暴風警報。</p> <p>イ 暴風雪警報。</p> <p>ウ 大雨警報。</p> <p>エ 洪水警報。</p> <p>(2) 台風の接近が確実で、管内に災害発生が予測される場合。</p> <p>(3) 危機管理監が必要と認める場合。</p>																																																																																																																	
<p>2 実施事項。</p> <p>消防局 警戒本部の開設。</p> <p>消防署 警戒指揮所の開設。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・危機管理監。</td> <td>・<u>署警防班（当務）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・全課員。</td> <td>・毎日勤務者。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・<u>警防班（課長補佐級以上の職員1名）</u>。</td> <td>・<u>署統括班（1名）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>総務班、情報班、管制班（各1名）</u>。</td> <td>・<u>署後方支援班（1名）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・<u>※管制班（当務職員）</u>。</td> <td>・<u>署警防班（当務）</u>。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> </table>			部署。	消防局。	消防署。	時間帯。			平日帯。	・危機管理監。	・ <u>署警防班（当務）</u> 。		・全課員。	・毎日勤務者。			・署所応召者（小隊単位）。	夜間・休日帯。	・ <u>警防班（課長補佐級以上の職員1名）</u> 。	・ <u>署統括班（1名）</u> 。		・ <u>総務班、情報班、管制班（各1名）</u> 。	・ <u>署後方支援班（1名）</u> 。		・ <u>※管制班（当務職員）</u> 。	・ <u>署警防班（当務）</u> 。			・署所応召者（小隊単位）。																																																																																				
部署。	消防局。	消防署。																																																																																																															
時間帯。																																																																																																																	
平日帯。	・危機管理監。	・ <u>署警防班（当務）</u> 。																																																																																																															
	・全課員。	・毎日勤務者。																																																																																																															
		・署所応召者（小隊単位）。																																																																																																															
夜間・休日帯。	・ <u>警防班（課長補佐級以上の職員1名）</u> 。	・ <u>署統括班（1名）</u> 。																																																																																																															
	・ <u>総務班、情報班、管制班（各1名）</u> 。	・ <u>署後方支援班（1名）</u> 。																																																																																																															
	・ <u>※管制班（当務職員）</u> 。	・ <u>署警防班（当務）</u> 。																																																																																																															
		・署所応召者（小隊単位）。																																																																																																															
警戒1号体制。																																																																																																																	
<p>1 開始基準。</p> <p>管内にいずれかの注意報が発令された場合。</p> <p>(1) 強風注意報。</p> <p>(2) 風雪注意報。</p> <p>(3) 大雨注意報。</p> <p>(4) 洪水注意報。</p>																																																																																																																	
<p>2 担当者。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・消防救助隊長。</td> <td>・消防署長。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・災害管制課長。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・災害管制課主幹（当務）。</td> <td>・主幹（当務）。</td> </tr> </table>			部署。	消防局。	消防署。	時間帯。			平日帯。	・消防救助隊長。	・消防署長。		・災害管制課長。		夜間・休日帯。	・災害管制課主幹（当務）。	・主幹（当務）。																																																																																																
部署。	消防局。	消防署。																																																																																																															
時間帯。																																																																																																																	
平日帯。	・消防救助隊長。	・消防署長。																																																																																																															
	・災害管制課長。																																																																																																																
夜間・休日帯。	・災害管制課主幹（当務）。	・主幹（当務）。																																																																																																															
<p>警戒2号体制。</p> <p>1 移行基準。</p> <p>(1) 管内に次の警報が1以上発令された場合。</p> <p>ア 暴風警報。</p> <p>イ 暴風雪警報。</p> <p>ウ 大雨警報。</p> <p>エ 洪水警報。</p> <p>(2) 台風の接近が確実で、管内に災害発生が予測される場合。</p> <p>(3) 危機管理監が必要と認める場合。</p>																																																																																																																	
<p>2 実施事項。</p> <p>消防局 警戒本部の開設。</p> <p>消防署 警戒指揮所の開設。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">部署。</td> <td style="width: 30%;">消防局。</td> <td style="width: 60%;">消防署。</td> </tr> <tr> <td>時間帯。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平日帯。</td> <td>・危機管理監。</td> <td>・毎日勤務者。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・全課員。</td> <td>・交代勤務者（当務）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> <tr> <td>夜間・休日帯。</td> <td>・危機管理監。</td> <td>・消防署長。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・消防救助隊長。</td> <td>・交代勤務者（当務）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・救命救急課長。</td> <td>・署所応召者（小隊単位）。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・災害管制課長。</td> <td>・消防署長が指名する係長級以上の消防救助隊員1名以上。</td> </tr> </table>			部署。	消防局。	消防署。	時間帯。			平日帯。	・危機管理監。	・毎日勤務者。		・全課員。	・交代勤務者（当務）。			・署所応召者（小隊単位）。	夜間・休日帯。	・危機管理監。	・消防署長。		・消防救助隊長。	・交代勤務者（当務）。		・救命救急課長。	・署所応召者（小隊単位）。		・災害管制課長。	・消防署長が指名する係長級以上の消防救助隊員1名以上。																																																																																				
部署。	消防局。	消防署。																																																																																																															
時間帯。																																																																																																																	
平日帯。	・危機管理監。	・毎日勤務者。																																																																																																															
	・全課員。	・交代勤務者（当務）。																																																																																																															
		・署所応召者（小隊単位）。																																																																																																															
夜間・休日帯。	・危機管理監。	・消防署長。																																																																																																															
	・消防救助隊長。	・交代勤務者（当務）。																																																																																																															
	・救命救急課長。	・署所応召者（小隊単位）。																																																																																																															
	・災害管制課長。	・消防署長が指名する係長級以上の消防救助隊員1名以上。																																																																																																															

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">警戒2号体制縮小体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> 1 移行基準 夜間・休日帯に警戒2号体制に掲げる警報が発令されている場合において、本部長が、管内の災害発生状況、気象状況及び構成市の対応状況を総合的に判断し、体制を縮小することが適当であると認める場合。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> 2 対応者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部署</th> <th style="width: 40%;">消防局</th> <th style="width: 45%;">消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時間帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間・休日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・警防班 (課長補佐級以上の職員1名) ・報知班、情報班、管制班 (各1名) ・大隊長が指名する職員 ・※管制班 (当務職員) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">警戒3号体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> 1 移行基準 次のいずれかに該当し、かつ危機管理監が必要と判断した場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 警報基準以上の気象状況が長時間継続し、被害発生のおそれが高いと認められる場合 (2) 床上漫水以上の被害が発生した場合 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> 2 対応者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部署</th> <th style="width: 40%;">消防局</th> <th style="width: 45%;">消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時間帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・全課員 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) ・毎日勤務者 ・署所応召者 (部単位) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間・休日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・消防局各課の補佐級以上の職員 ・消防救助課の主任以上の職員 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・署統括班 (大隊長・大隊副長) ・署後方支援班 (係長以上) ・署警防班 (当務) ・署所応召者 (部単位) ・大隊長が指名する職員 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	警戒2号体制縮小体制			1 移行基準 夜間・休日帯に警戒2号体制に掲げる警報が発令されている場合において、本部長が、管内の災害発生状況、気象状況及び構成市の対応状況を総合的に判断し、体制を縮小することが適当であると認める場合。			2 対応者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部署</th> <th style="width: 40%;">消防局</th> <th style="width: 45%;">消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時間帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間・休日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・警防班 (課長補佐級以上の職員1名) ・報知班、情報班、管制班 (各1名) ・大隊長が指名する職員 ・※管制班 (当務職員) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) </td> </tr> </tbody> </table>			部署	消防局	消防署	時間帯			夜間・休日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・警防班 (課長補佐級以上の職員1名) ・報知班、情報班、管制班 (各1名) ・大隊長が指名する職員 ・※管制班 (当務職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) 	警戒3号体制			1 移行基準 次のいずれかに該当し、かつ危機管理監が必要と判断した場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 警報基準以上の気象状況が長時間継続し、被害発生のおそれが高いと認められる場合 (2) 床上漫水以上の被害が発生した場合 			2 対応者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部署</th> <th style="width: 40%;">消防局</th> <th style="width: 45%;">消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時間帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・全課員 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) ・毎日勤務者 ・署所応召者 (部単位) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間・休日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・消防局各課の補佐級以上の職員 ・消防救助課の主任以上の職員 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・署統括班 (大隊長・大隊副長) ・署後方支援班 (係長以上) ・署警防班 (当務) ・署所応召者 (部単位) ・大隊長が指名する職員 </td> </tr> </tbody> </table>			部署	消防局	消防署	時間帯			平日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・全課員 	<ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) ・毎日勤務者 ・署所応召者 (部単位) 	夜間・休日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・消防局各課の補佐級以上の職員 ・消防救助課の主任以上の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・署統括班 (大隊長・大隊副長) ・署後方支援班 (係長以上) ・署警防班 (当務) ・署所応召者 (部単位) ・大隊長が指名する職員 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">警戒2号体制縮小体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> 1 移行基準 夜間・休日帯に警戒2号体制に掲げる警報が発令されている場合において、本部長が、管内の災害発生状況、気象状況及び構成市の対応状況を総合的に判断し、体制を縮小することが適当であると認める場合。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 5px;"> 2 対応者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部署</th> <th style="width: 40%;">消防局</th> <th style="width: 45%;">消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時間帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間・休日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消防救助課長 ・消防救助課長が指名する係長級以上 ・消防署長が指名する職員 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交代勤務者 (当務) ・消防救助課員 1名以上 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		警戒2号体制縮小体制			1 移行基準 夜間・休日帯に警戒2号体制に掲げる警報が発令されている場合において、本部長が、管内の災害発生状況、気象状況及び構成市の対応状況を総合的に判断し、体制を縮小することが適当であると認める場合。			2 対応者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部署</th> <th style="width: 40%;">消防局</th> <th style="width: 45%;">消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時間帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間・休日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消防救助課長 ・消防救助課長が指名する係長級以上 ・消防署長が指名する職員 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交代勤務者 (当務) ・消防救助課員 1名以上 </td> </tr> </tbody> </table>			部署	消防局	消防署	時間帯			夜間・休日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救助課長 ・消防救助課長が指名する係長級以上 ・消防署長が指名する職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・交代勤務者 (当務) ・消防救助課員 1名以上
警戒2号体制縮小体制																																																											
1 移行基準 夜間・休日帯に警戒2号体制に掲げる警報が発令されている場合において、本部長が、管内の災害発生状況、気象状況及び構成市の対応状況を総合的に判断し、体制を縮小することが適当であると認める場合。																																																											
2 対応者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部署</th> <th style="width: 40%;">消防局</th> <th style="width: 45%;">消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時間帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間・休日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・警防班 (課長補佐級以上の職員1名) ・報知班、情報班、管制班 (各1名) ・大隊長が指名する職員 ・※管制班 (当務職員) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) </td> </tr> </tbody> </table>			部署	消防局	消防署	時間帯			夜間・休日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・警防班 (課長補佐級以上の職員1名) ・報知班、情報班、管制班 (各1名) ・大隊長が指名する職員 ・※管制班 (当務職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) 																																																
部署	消防局	消防署																																																									
時間帯																																																											
夜間・休日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・警防班 (課長補佐級以上の職員1名) ・報知班、情報班、管制班 (各1名) ・大隊長が指名する職員 ・※管制班 (当務職員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) 																																																									
警戒3号体制																																																											
1 移行基準 次のいずれかに該当し、かつ危機管理監が必要と判断した場合 <ul style="list-style-type: none"> (1) 警報基準以上の気象状況が長時間継続し、被害発生のおそれが高いと認められる場合 (2) 床上漫水以上の被害が発生した場合 																																																											
2 対応者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部署</th> <th style="width: 40%;">消防局</th> <th style="width: 45%;">消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時間帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・全課員 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) ・毎日勤務者 ・署所応召者 (部単位) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間・休日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・消防局各課の補佐級以上の職員 ・消防救助課の主任以上の職員 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・署統括班 (大隊長・大隊副長) ・署後方支援班 (係長以上) ・署警防班 (当務) ・署所応召者 (部単位) ・大隊長が指名する職員 </td> </tr> </tbody> </table>			部署	消防局	消防署	時間帯			平日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・全課員 	<ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) ・毎日勤務者 ・署所応召者 (部単位) 	夜間・休日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・消防局各課の補佐級以上の職員 ・消防救助課の主任以上の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・署統括班 (大隊長・大隊副長) ・署後方支援班 (係長以上) ・署警防班 (当務) ・署所応召者 (部単位) ・大隊長が指名する職員 																																													
部署	消防局	消防署																																																									
時間帯																																																											
平日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・全課員 	<ul style="list-style-type: none"> ・署警防班 (当務) ・毎日勤務者 ・署所応召者 (部単位) 																																																									
夜間・休日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理監 ・消防局次長 ・消防局各課の補佐級以上の職員 ・消防救助課の主任以上の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・署統括班 (大隊長・大隊副長) ・署後方支援班 (係長以上) ・署警防班 (当務) ・署所応召者 (部単位) ・大隊長が指名する職員 																																																									
警戒2号体制縮小体制																																																											
1 移行基準 夜間・休日帯に警戒2号体制に掲げる警報が発令されている場合において、本部長が、管内の災害発生状況、気象状況及び構成市の対応状況を総合的に判断し、体制を縮小することが適当であると認める場合。																																																											
2 対応者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部署</th> <th style="width: 40%;">消防局</th> <th style="width: 45%;">消防署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">時間帯</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間・休日帯</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・消防救助課長 ・消防救助課長が指名する係長級以上 ・消防署長が指名する職員 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・交代勤務者 (当務) ・消防救助課員 1名以上 </td> </tr> </tbody> </table>			部署	消防局	消防署	時間帯			夜間・休日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救助課長 ・消防救助課長が指名する係長級以上 ・消防署長が指名する職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・交代勤務者 (当務) ・消防救助課員 1名以上 																																																
部署	消防局	消防署																																																									
時間帯																																																											
夜間・休日帯	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救助課長 ・消防救助課長が指名する係長級以上 ・消防署長が指名する職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・交代勤務者 (当務) ・消防救助課員 1名以上 																																																									
<p>第3 消防署の体制</p> <p>4 応援要請</p> <p>(7) 応援隊の宿営場所（ロクハ公園南ゲート駐車場およびお花見公園 ならびに三ツ池運動公園）</p>		<p>第3 消防署の体制</p> <p>4 応援要請</p> <p>(7) 応援隊の宿営場所（ロクハ公園南ゲート駐車場およびお花見公園 ならびに三ツ池運動公園）</p>																																																									
92	第5章 災害救助保護計画 第1節 災害救助法の適用計画 [総務部調査班、救援部 援護班]		第5章 災害救助保護計画 第1節 灾害救助法の適用計画 [総務部調査班、救援部 救援班]																																																								
		市受援計画 と整合性を はかるため		避難対策 部、救援部 の再編成、																																																							

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

<p>第2 計画内容</p> <p>1 適用基準</p> <p>災害救助法の本市における具体的適用基準は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法による救助の実施</p> <p>(1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。</p> <p>① 災害が発生した場合の救助</p> <p>(略)</p> <p>ク 被災した住宅の応急修理</p> <p>(ア) <u>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p>(イ) <u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 救助の実施に関し、知事の<u>権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされた市長が、その事務を執行したとき、市長</u>は、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難救出計画</p> <p>[総務部総括班・支援要請班、避難対策部避難所班・学校対策班、<u>救援部要支援者支援班</u>、建設部河川班、消防部消防班]</p> <p>6 避難所の運営</p> <p>ア <u>職員の派遣</u></p>	<p>第2 計画内容</p> <p>1 適用基準</p> <p>災害救助法の<u>適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによるが、</u>本市における具体的適用基準は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>4 災害救助法による救助の実施</p> <p>(1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容および期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。</p> <p>① 災害が発生した場合の救助</p> <p>(略)</p> <p>ク 被災した住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(2) 救助の実施に関し、知事の<u>職権の一部の委任を受けた市長は、その職権を行使したとき</u>は、速やかにその内容を詳細に知事に報告するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難救出計画</p> <p>[総務部総括班・支援要請班、避難対策部避難所班・学校対策班、建設部河川班、消防部消防班]</p> <p>6 避難所の運営</p> <p><u>避難所の運営に当たっては、避難場所における生活環境に注意</u></p>	<p>県計画と整合性をはかるため</p>
--	---	----------------------

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

<p>市は、避難所を開設した場合にはすみやかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員を派遣し、被災者のニーズに配慮するとともに、要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行うものとする。</p> <p>イ 被災者の把握</p> <p>市は、避難所に避難した被災者の把握を行い、避難者名簿等を作成するとともに 避難行動要支援者名簿とを照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者を避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進めるものとする。</p> <p>ウ 要配慮者への配慮</p> <p>運営にあたっては、被災者の健康維持に努め、特に要配慮者には次のような措置を講じる。</p> <p>(ア) 担当職員、介護職員、民生委員児童委員等の訪問による実態調査の実施</p> <p>(イ) 避難者の障害や身体の状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられるよう、医療機関への入院、社会福祉施設への入所、福祉避難所の手配およびそれに伴う移送および保健師・介助員の手配を速やかに行う。</p> <p>(ウ) 避難者の障害や身体の状況に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、保健師、介護職員、ガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣。なお、市町は、平素から資格者名簿の整備などの措置を講じておく。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した食料の支給</p> <p>エ 男女双方の視点・ニーズへの配慮</p> <p>各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、</p>	<p>を払い、常に良好なものとするように努めるものとする。</p> <p>この際、避難所の運営における支援者の配置は性別や年代等に偏りのないよう留意し、多様な性の視点などさまざまな視点からの支援が行えるよう配慮するものとする。特に更衣室や物干し場、入浴設備、トイレは、男女別の他、多様な性の当事者も安心して使えるよう、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫等を行う。その他、授乳室（搾乳スペースを含む）の設置や女性による生理用品・下着配布等、避難生活中の不安軽減や安全の確保について、個々のニーズに配慮した避難所となるよう努める。</p> <p>避難所等において、特に被害に遭いやすい、子ども、女性等に配慮し、女性用トイレや女性更衣室等の巡回等、暴力を予防するための取り組みや、被害を受けた女性が安心して相談できる環境を整える。</p> <p>また、車中泊避難者やペットへの対策を必要に応じて講じるよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難所運営に関する詳細については、別に定める。</p> <p>また、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既設住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p>
---	---

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p><u>他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室（搾乳スペース含む）の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p> <p><u>また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダー・アイデンティティに関しても配慮するように努める。</u></p> <p><u>指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>才 家庭動物と同行避難した被災者の受入れ</u></p> <p><u>各避難所運営管理者は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受け入れ状況の把握に努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>第3節 医療救護計画</p> <p>[総務部総括班、救援部調整班・救護班、消防部消防班、県]</p> <p>第2 計画内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>市保健医療福祉調整本部</u> <u>本部長の指示があった場合、または必要があると認めた場合は、本部に健康福祉部長を長とする保健医療福祉調整本部を設置する。</u> 2 <u>県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本部</u> <u>県は、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に</u> 	<p>（略）</p> <p>第3節 医療救護計画</p> <p>[救援部救護班、県]</p> <p>第2 計画内容</p>	
---	---	--

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、災害対策本部の健康医療福祉部内に「保健医療福祉調整本部」を設置し、危機管理センターで活動する。保健医療福祉調整本部は、健康医療福祉部の各班および災害医療コーディネーター等の関係者で構成し、健康危機管理課に事務局を置き、部内各班で運営を行う。</p> <p>また、地域における保健医療福祉活動チームの活動調整、保健医療福祉活動に関する情報収集等の地域の保健医療福祉活動の総合調整を行うため、災害対策地方本部内の健康福祉班内に「保健医療福祉調整地方本部」を設置し、各健康福祉事務所（保健所）で活動する。</p> <h3>3 医療救護活動計画</h3> <p>市は、風水害災害時における医療救護活動について、県計画で定める医療救護活動計画に基づき、県と連携して進める。</p> <p>県計画では、県保健医療福祉調整本部ならびに市保健医療福祉調整本部、病院および有床診療所（以下「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示している。</p> <p>(1) 第1フェーズ(発生から3時間程度)</p> <p>ア 県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本部ならびに市保健医療福祉調整本部の立ち上げ</p> <p>イ 災害医療コーディネーターの登庁</p> <p>ウ 情報の収集</p>	<p>1 医療救護活動計画</p> <p>県計画では、県保健医療調整本部ならびに市救護本部、病院および有床診療所（以下「病院等」という。）、医療関係団体が行う初動時の対応について、フェーズ（局面）の概念を用いて、それぞれの局面に応じた適正な医療救護活動を以下のとおり示している。</p> <table border="1"><tr><td>第1フェーズ（発生から3時間程度）</td><td>：初動体制</td></tr><tr><td>第2フェーズ（3日以内）</td><td>：災害派遣医療チーム（DMAT）派遣</td></tr><tr><td>第3フェーズ（4日から2週間）</td><td>：医療救護班の派遣</td></tr><tr><td>第4フェーズ（2週間から2か月程度）</td><td>：医療救護活動の終了</td></tr></table> <p>(1) 第1フェーズ(発生から3時間程度)</p> <p>ア 情報の伝達</p> <p>(ア) 県保健医療調整本部は、消防本部、警察本部等からの災害発生情報に基づき、医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの登庁を依頼するとともに、災害拠点病院</p>	第1フェーズ（発生から3時間程度）	：初動体制	第2フェーズ（3日以内）	：災害派遣医療チーム（DMAT）派遣	第3フェーズ（4日から2週間）	：医療救護班の派遣	第4フェーズ（2週間から2か月程度）	：医療救護活動の終了
第1フェーズ（発生から3時間程度）	：初動体制								
第2フェーズ（3日以内）	：災害派遣医療チーム（DMAT）派遣								
第3フェーズ（4日から2週間）	：医療救護班の派遣								
第4フェーズ（2週間から2か月程度）	：医療救護活動の終了								

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p><u>エ 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請（他都道府県含む）</u></p> <p><u>(2) 第2フェーズ(3日以内)</u></p> <p>ア 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動調整</p> <p>イ 医療救護班派遣要請</p> <p>ウ 他府県への支援要請</p> <p>エ 災害支援ナースの派遣要請</p> <p>オ 災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣の要請・調整</p> <p><u>(3) 第3フェーズ(4日から2週間)</u></p> <p>ア 医療救護班、こころのケアチーム(DPAT)、災害支援ナースの派遣調整</p> <p>イ 他都道府県からの医療救護班の受入要請</p> <p><u>(4) 第4フェーズ(2週間から2か月程度)</u></p> <p>第7章 防疫および保健衛生計画による</p>	<p><u>に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。</u></p> <p><u>(イ) 県保健医療調整本部は、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請した場合、基幹災害拠点病院および災害が発生した医療圏域の県保健医療調整地方本部に直ちに連絡する。</u></p> <p><u>(ウ) 県保健医療調整本部から連絡をうけた県保健医療調整地方本部は、市救護本部および救急告示病院等に直ちに連絡する。</u></p> <p><u>(エ) 県保健医療調整本部は、災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請した場合、基幹災害拠点病院および災害が発生した医療圏域の県保健医療調整地方本部に直ちに連絡する。</u></p> <p><u>(オ) 県保健医療調整本部は、病院等に対して広域災害・救急医療情報システムに災害医療情報(受入可能患者数等)を入力するよう、同システムの一斉通報で要請する。</u></p> <p><u>イ 被災地外医療圏域の災害拠点病院に対する派遣要請</u></p> <p><u>(ア) 県保健医療調整本部は、災害派遣医療チーム(DMAT)からの報告により災害現場の医療情報について収集した情報を広域災害・救急医療情報システムに随時入力するとともに、必要と認められる場合は、他の災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。</u></p> <p><u>(イ) 上記(ア)で県保健医療調整本部から要請を受けた災害拠点病院等は、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する。</u></p> <p><u>(2) 第2フェーズ(3日以内)</u></p> <p>ア 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動</p> <p><u>(ア) 災害派遣医療チーム(DMAT)は、災害現場で消防、警察、自</u></p>
---	--

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

	<p><u>衛隊と相互の連携を図るため現地合同調整所に入る。</u></p> <p><u>(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)は、速やかに災害現場の医療情報を収集し、県保健医療調整本部および基幹災害医療センターに報告するとともに、負傷者のトリアージおよび応急処置、搬送等を速やかに行う。</u></p> <p><u>イ 負傷者のトリアージ、応急処置および搬送</u></p> <p><u>(ア) 災害派遣医療チーム(DMAT)は、現地救護所において、負傷者のトリアージおよび応急処置を行う。</u></p> <p><u>(イ) 現地救護所から病院等へ患者を搬送する際には、患者の重傷度別に、緊急治療が必要な重篤・重症患者は被災地内の災害拠点病院へ、入院を要する中等症患者は被災地内の救急告示病院に搬送する。</u></p> <p><u>この場合、患者が多数発生し、被災地内の災害拠点病院では受入が困難な場合は、重篤・重症患者は被災地外の災害拠点病院、中等症患者は被災地外の救急告示病院に搬送する。</u></p> <p><u>(ウ) 県保健医療調整本部は必要と認めた場合は、他都道府県に患者の受入要請を行い、他都道府県の災害拠点病院や救急告示病院に患者の重症度別に搬送する。</u></p> <p><u>(3) 第3フェーズ(4日から2週間)</u></p> <p><u>ア 医療救護班の派遣</u></p> <p><u>(ア) 市救護本部は、被災地内に所在する災害拠点病院、その他病院および地元医師会等の協力を得て、市内の医療救護所または病院等に配置すべき医療救護班、こころのケアチーム(以下「医療救護班等」という。)の派遣の要請を行う。</u></p> <p><u>(イ) 市単独では医療需要に見合う医療救護班等の確保、派遣が困難な場合は、県保健医療調整地方本部に医療救護班等</u></p>
--	---

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

<p><u>3 医療救護体制</u></p> <p>県保健医療<u>福祉</u>調整本部は、災害発生情報に基づき速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、病院等の被災状況を調査し、医療救護活動が可能な医療機関を把握する。また、<u>市保健医療福祉調整本部</u>の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護班の派遣要請を行うものとする。</p> <p>医療救護班の派遣要請を受けた医療機関団体等は、救護班を速やかに編成し、救護所等<u>の指定された</u>場所で救護活動を行う。</p> <p>(1) 病院等の被災状況等の把握</p> <p>県保健医療<u>福祉</u>調整地方本部は<u>市保健医療福祉調整本部</u>と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒步等あらゆる手段を用い、病院等の被災状況を把握する。</p>	<p><u>の派遣要請を行う。</u></p> <p>(ウ) 県保健医療調整本部または県保健医療調整地方本部は、<u>市救護本部</u>から医療救護班等の派遣要請を受けた場合、または自ら必要と認めた場合は各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。</p> <p>(エ) (ウ)で要請を受けた各医療関係団体は、<u>県保健医療調整本部</u>からの派遣要請に基づき医療救護班等を派遣する。</p> <p><u>イ 県保健医療調整地方本部の活動</u></p> <p>(ア) 県保健医療調整地方本部は、上記アで派遣された医療救護班の派遣場所について調整を行う。</p> <p><u>(4) 第4フェーズ(2週間から2か月程度)</u></p> <p>第7章 防疫および保健衛生計画による</p> <p><u>2 医療救護体制</u></p> <p>県保健医療調整本部は、災害発生情報に基づき速やかに災害拠点病院等に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、病院等の被災状況を調査し、医療救護、<u>助産救護</u>活動が可能な医療機関を把握する。また、<u>市救護本部</u>の協力要請を受けて必要に応じ、災害拠点病院等の医療機関に医療救護、<u>助産救護</u>班の派遣要請を行うものとする。</p> <p>医療救護、<u>助産救護</u>班の派遣要請を受けた医療機関団体等は、救護班を速やかに編成し救護所等指定場所で救護活動を行う。</p> <p>(1) 病院等の被災状況等の把握</p> <p>県保健医療調整地方本部は<u>市救護本部</u>と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒步等あらゆる手段を用い、病院等の被災状況を把握する。</p>
---	---

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

<p>(略)</p> <p><u>4 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、こころのケアチーム(DPAT)、災害支援ナース、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣と業務</u></p> <p>県保健医療<u>福祉</u>調整本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、<u>市保健医療福祉調整本部</u>から医療、こころのケアに関する協力要請があったとき、または医療、こころのケアを必要と認めたときは、各医療関係団体および関係機関に医療、こころのケアチーム<u>(DPAT)</u>の派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>災害医療コーディネーター</u></p> <p><u>医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県保健医療福祉調整本部および県保健医療福祉調整地方本部等において、災害医療を指揮統括する。</u></p> <p>ア <u>業務内容</u></p> <p>(ア) <u>災害の状況に応じた適切な医療体制の構築に向けた総括</u></p> <p>(イ) <u>患者の収容先医療機関の確保、患者搬送を行うための手配</u></p> <p>(ウ) <u>被災地域における医療救護班をはじめとする医療従事者の配置</u></p> <p>(エ) <u>消防、警察、自衛隊等関係機関との協議および折衝</u></p> <p>(3) <u>災害時小児周産期リエゾン</u></p> <p><u>小児・周産期に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、災害医療コーディネーターとともに、助言および調整の</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>3 災害派遣医療チーム(DMAT)および医療、助産救護班、こころのケアチームの派遣と業務</u></p> <p>県保健医療調整本部は、速やかに災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行うとともに、<u>市救護本部</u>から医療、助産救護、こころのケアに関する協力要請があったとき、または医療、助産救護、こころのケアを必要と認めたときは、各医療関係団体および関係機関に医療、助産救護班、こころのケアチームの派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>医療、助産救護班、こころのケアチーム</u></p> <p>各医療関係団体および関係機関が派遣する医療チーム。原則として市救護本部が設置する救護所において医療、助産活動を行う。</p> <p>ア <u>医療救護班の業務</u></p> <p>(ア) <u>傷病者に対する応急処置と簡易な患者に対する医療措置</u></p> <p>(イ) <u>後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定</u></p> <p>(ウ) <u>遺体の検案と検視に伴う協力</u></p> <p>(エ) <u>遺体の処置（縫合）</u></p> <p>イ <u>助産救護班の業務</u></p> <p>(ア) <u>分娩の介助</u></p> <p>(イ) <u>分娩前後の処理</u></p> <p>(ウ) <u>衛生材料の支給</u></p> <p>ウ <u>こころのケアチームの業務</u></p> <p>(ア) <u>被災者の心理的影響についての情報の収集</u></p>
--	--

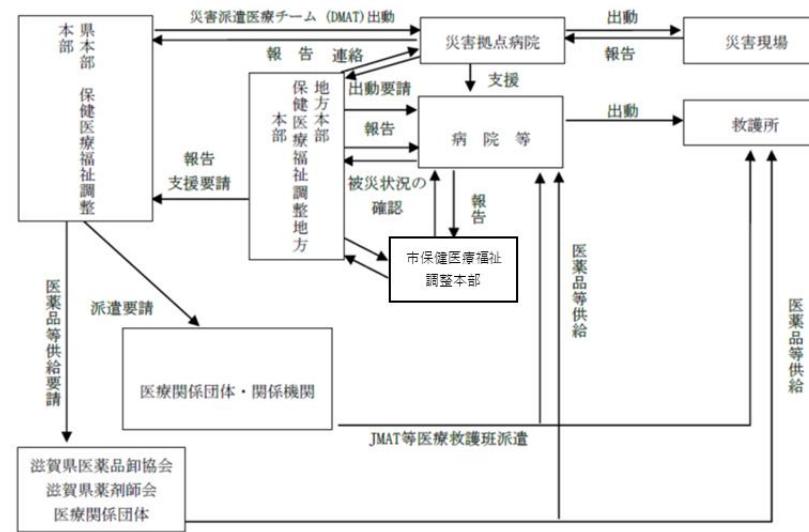
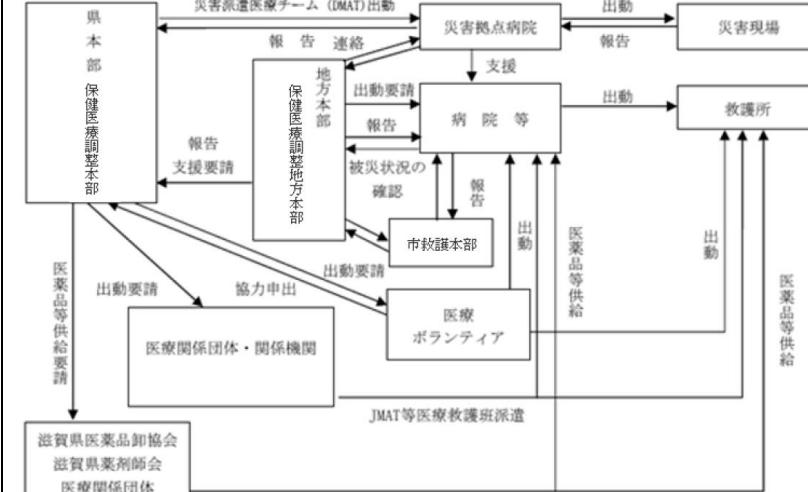
地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p><u>支援を行う。</u></p> <p><u>(4) 医療班、こころのケアチーム、災害支援ナース、災害時感染症制御支援チーム (DICT) 等</u></p> <p><u>各医療関係団体および関係機関が派遣する医療チーム。原則として市保健医療福祉調整本部が設置する救護所等において医療活動を行う。</u></p> <p><u>ア 医療救護班の業務</u></p> <p><u>(ア) 傷病者に対する応急処置と患者に対する簡易な医療措置</u></p> <p><u>(イ) 後方病院への搬送の要否および搬送先、搬送順位の決定</u></p> <p><u>(ウ) 遺体の検案と検視に伴う協力</u></p> <p><u>(エ) 遺体の処理（縫合）</u></p> <p><u>イ こころのケアチーム (DPAT) の業務</u></p> <p><u>(ア) 診療機能の維持が困難となった精神保健医療機関の支援</u></p> <p><u>(イ) 受診困難となった精神障害者の医療・相談・ケアの提供</u></p> <p><u>(エ) 被災により新たに発症した精神障害の医療・相談・ケアの提供</u></p> <p><u>(オ) 被災者住民全体のメンタルヘルスの保持増進に係る活動等</u></p> <p><u>ウ 災害支援ナースの業務</u></p> <p><u>(ア) 被災地住民の健康維持・確保に必要な看護を提供</u></p> <p><u>(イ) 被災地看護職員の心身の負担を軽減し支える</u></p> <p><u>エ 災害時感染制御支援チーム (DICT) の業務</u></p> <p><u>(ア) 避難所等における衛生環境の維持</u></p> <p><u>(イ) 被災地 ICT（院内感染対策）チームの支援</u></p> <p><u>(5) 連絡調整</u></p> <p>医療等に関する連絡調整には、次図の体制をもって県保健医療福祉調整本部、県保健医療福祉調整地方本部、市保健医療福祉調整本部</p>	<p>(イ) 心のケアを必要とする人へのケアの提供</p> <p>(ウ) その他、地元地域の要請に応じた支援</p> <p><u>(3) 連絡調整</u></p> <p>医療、<u>助産救護</u>等に関する<u>指揮命令および</u>連絡調整には、次図の体制をもって県保健医療調整本部、県保健医療調整地方本部、<u>市救</u></p>
--	---

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>部があたるものとする。</p> 	<p>護本部があたるものとする。</p> <p>【指揮命令および連絡調整】</p> 	
<p>5 病院等の初動活動</p> <p>病院等は、院内の被災状況を把握、患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、<u>県保健医療福祉調整本部</u>、<u>県保健医療福祉調整地方本部</u>または<u>市保健医療福祉調整本部</u>の求めに応じ報告を行うとともに、災害対策（防災）マニュアル、BCPおよび職員参集マニュアル等に基づき、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行うものとする。</p> <p>(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等</p> <p>ア 重症および人工透析等継続治療を要する患者の受入れ体制を整備する。</p> <p>イ 救護班を編成する。</p>	<p>4 病院等の初動活動</p> <p>病院等は、院内の被災状況を把握、患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、<u>(2)に基づく県保健医療調整地方本部または市救護本部</u>の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行うものとする。</p> <p>(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等</p> <p>ア 重症および人工透析等継続治療を要する患者の受入れ体制を整備する。</p> <p>イ 救護班を編成する。</p> <p>ウ 救護活動医療セットおよび資材を準備する。</p>	

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>ウ 救護活動医療セットおよび資材を準備する。</p> <p>工 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資器材および医療従事者を県保健医療<u>福祉</u>調整地方本部に供給要請する。</p> <p>(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等</p> <p><u>ア 支援が必要な病院等</u></p> <p><u>(ア) 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、県保健医療<u>福祉</u>調整地方本部等に協力要請する。</u></p> <p><u>(イ) 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を県保健医療<u>福祉</u>調整地方本部に供給要請する。</u></p> <p><u>イ 避難が必要な病院等</u></p> <p><u>(ア) 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、県保健医療<u>福祉</u>調整地方本部に協力要請する。</u></p> <p><u>6 救護対象および範囲等</u> (略)</p> <p><u>7 市保健医療<u>福祉</u>調整本部の医療救護活動</u></p>	<p>工 救護活動に当たって不足する医薬品等医療資器材および医療従事者を県保健医療調整地方本部に供給要請する。</p> <p>(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等</p> <p><u>ア 簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院</u></p> <p><u>(ア) 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、県保健医療調整地方本部等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県保健医療<u>福祉</u>調整地方本部に要請する。</u></p> <p><u>(イ) 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに不足する医薬品・衛生材料および医療資器材および医療従事者等を県保健医療<u>福祉</u>調整地方本部に供給要請する。</u></p> <p><u>(ウ) 原状復帰後は県保健医療<u>福祉</u>調整地方本部に報告とともに、救護活動を行う。</u></p> <p><u>(3) 修繕不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目処がたたない病院等）</u></p> <p><u>ア 入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、地方本部（健康福祉班）に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は県本部に要請する。</u></p> <p><u>5 救護対象および範囲等</u> (略)</p> <p><u>6 市救護本部の医療救護活動</u></p>
--	--

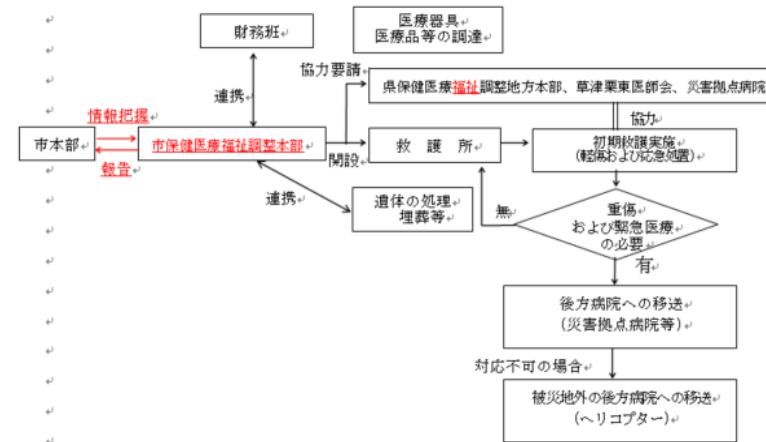
地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

<p>市保健医療福祉調整本部は、災害の状況に即応し、救護班の出動により救護活動を行うが、災害の状況により救護班の人員で救護活動ができないときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、草津栗東医師会等に派遣要請を行うものとする。また、大規模な災害が発生し市保健医療福祉調整本部の救護班の能力で救護が困難な場合は、県保健医療福祉調整地方本部を通じ日本赤十字社滋賀県支部等に応援協力を要請し、災害拠点病院から派遣される医師等および草津栗東医師会等の協力を得て救護班を編成し、医療救護活動を行うものとする。</p> <p>なお、市保健医療福祉調整本部は草津市役所2階特大会議室に設置するものとする。</p> <p>また、被災地の状況に応じ、公的な施設等を利用して救護所を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医薬品の確保</p> <p>医薬品等の調達に関しては、「災害時の医療救護活動に関する協定」で定める医療救護計画により、一般社団法人びわこ薬剤師会に依頼する。また、医薬品等が不足する場合、県保健医療福祉調整地方本部に要請し確保を図るものとする。</p> <p>(4) 県防災ヘリコプターの出動要請</p> <p>緊急に負傷者等を救出・収容・搬送する必要がある場合で、交通の途絶により陸地からの臨場が困難な場合、市本部を通じて県防災ヘリコプターに出動要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>市救護本部は、災害の状況に即応し、救護班の出動により救護活動を行うが、災害の状況により救護班の人員で救護活動ができないときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、草津栗東医師会に派遣要請を行うものとする。また、大規模な災害が発生し市救護本部の救護班の能力で救護が困難な場合は、県保健医療調整地方本部を通じ日本赤十字社滋賀県支部等に応援協力を要請し、災害拠点病院から派遣される医師等および草津栗東医師会等の協力を得て救護班を編成し、医療救護活動を行うものとする。</p> <p>なお、市救護本部は健康増進課に設置するものとする。</p> <p>また、被災地の状況に応じ、公的な施設等を利用して救護所を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 医薬品の確保</p> <p>医薬品等の調達に関しては、「災害時の医療救護活動に関する協定」で定める医療救護計画により、一般社団法人びわこ薬剤師会に依頼する。また、医薬品等の不足に対応するため医薬品小売業者等と協定を締結するなど、流通備蓄により確保を図るものとする。</p> <p>(4) 県防災ヘリコプターの出動要請</p> <p>緊急に負傷者等を救出・収容・搬送する必要がある場合で、交通の途絶により陸地からの臨場が困難な場合、市救護本部は、市本部を通じて県防災ヘリコプターに出動要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>【救援部救護班】協定は現状難しく、県緊急用医薬品等供給マニュアルの運用にあわせるもの</p>
--	---	--

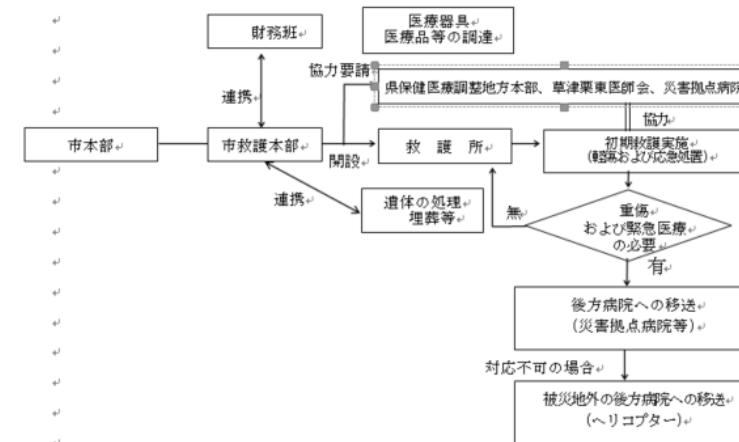
地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

【市保健医療福祉調整本部の医療救護活動の実施体制】



【市救護本部の医療救護活動の実施体制】



第4節 食糧供給計画

第1 計画方針

地震災害発生時における住民生活の安定を確保するため、食糧品、生活必需品等の確保および供給に関して、必要な施策を講じ、被災者および災害応急対策従事者等に対する食糧の円滑な供給を実施する。

なお、備蓄食糧については援護班・物資調達班と調整し、避難所班が避難者等に支援物資の安定供給が確認されるまでの期間配分するが、支援物資の安定供給が確立された一定期間経過後には、避難所運営委員会を通じて食糧等を避難者に配分する。

(略)

第2 計画内容

3 食糧の調達方法

第4節 食糧供給計画

第1 計画方針

地震災害発生時における住民生活の安定を確保するため、食糧品、生活必需品等の確保および供給に関して、必要な施策を講じ、被災者および災害応急対策従事者等に対する食糧の円滑な供給を実施する。

なお、備蓄食糧については救援班・物資調達班と調整し、前線基地班・避難所班が避難者等に支援物資の安定供給が確認されるまでの期間配分するが、支援物資の安定供給が確立された一定期間経過後には、避難所運営委員会を通じて食糧等を避難者に配分する。

(略)

第2 計画内容

3 食糧の調達方法

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

<p>(1) 米 穀</p> <p>ア <u>各備蓄倉庫</u>等に備蓄しているアルファ米を利用する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 食料の給与に当たっては、<u>液体ミルク</u>等の乳幼児に適した食品や高齢者・重度の障害者等に適した食品、アレルギー症患者に適した食品の調達・供与に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 食糧供給計画</p> <p>[救援部<u>援護班</u>、物資衛生部物資調達班]</p> <p>第1 計画方針</p> <p>災害発生時における住民生活の安定を確保するため、食糧品、生活必需品等の確保および供給に関して、必要な施策を講じ、被災者および災害応急対策従事者等に対する食糧の円滑な供給を実施する。</p> <p>なお、備蓄食糧については<u>援護班</u>・物資調達班と調整し、避難所班が避難者等に支援物資の安定供給が確認されるまでの期間配分するが、支援物資の安定供給が確立された一定期間経過後には、避難所運営委員会を通じて食糧等を避難者に配分する。</p> <p>第6節 生活必需品等供給計画</p> <p>[救援部<u>援護班</u>、物資衛生部物資調達班]</p> <p>4 供給の方法</p> <p>(1) 購入および配分計画</p> <p><u>援護班</u>は世帯構成員別被害状況書（様式第1号）を把握し、購入および配分計画をたてる。</p> <p>(2) 調達および集積</p>	<p>(1) 米 穀</p> <p>ア <u>各前線基地</u>等に備蓄しているアルファ米を利用する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 食料の給与に当たっては、<u>粉ミルク</u>等の乳幼児に適した食品や高齢者・重度の障害者等に適した食品、アレルギー症患者に適した食品の調達・供与に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 食糧供給計画</p> <p>[救援部<u>救援班</u>、物資衛生部物資調達班]</p> <p>第1 計画方針</p> <p>災害発生時における住民生活の安定を確保するため、食糧品、生活必需品等の確保および供給に関して、必要な施策を講じ、被災者および災害応急対策従事者等に対する食糧の円滑な供給を実施する。</p> <p>なお、備蓄食糧については<u>救援班</u>・物資調達班と調整し、避難所班が避難者等に支援物資の安定供給が確認されるまでの期間配分するが、支援物資の安定供給が確立された一定期間経過後には、避難所運営委員会を通じて食糧等を避難者に配分する。</p> <p>第6節 生活必需品等供給計画</p> <p>[救援部<u>救援班</u>、物資衛生部物資調達班]</p> <p>4 供給の方法</p> <p>(1) 購入および配分計画</p> <p><u>救援班</u>は世帯構成員別被害状況書（様式第1号）を把握し、購入および配分計画をたてる。</p> <p>(2) 調達および集積</p>
--	---

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>物資調達班は物資を調達し、集積場所に集め管理を行う。集積場所は立命館大学体育館とし、同所が被災した場合は総合体育館とする。</p> <p>(3) 配分</p> <p><u>援護班</u>は避難所班または町内会、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を求めて、迅速かつ的確に給（貸）与を行う。</p> <p>5 費用の限度および期間</p> <p>災害救助法が適用された場合の給（貸）与に準ずる。</p> <p>6 災害救助法が適用された場合</p> <p>(1) 措置</p> <p>物資の調達および市本部への引き渡しは原則として知事が行う。市本部は次の対策を講ずる。</p> <p>ア <u>援護班</u>は世帯構成員別被害状況に基づき配分計画をたてる。</p> <p>イ 配分計画に基づき必要量を県に要請する。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 義援金品募集配分計画</p> <p style="text-align: right;">[救援部<u>援護班</u>]</p>	<p>物資調達班は物資を調達し、集積場所に集め管理を行う。集積場所は立命館大学体育館とし、同所が被災した場合は総合体育館とする。</p> <p>(3) 配分</p> <p><u>救援班</u>は避難所班または町内会、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を求めて、迅速かつ的確に給（貸）与を行う。</p> <p>5 費用の限度および期間</p> <p>災害救助法が適用された場合の給（貸）与に準ずる。</p> <p>6 災害救助法が適用された場合</p> <p>(1) 措置</p> <p>物資の調達および市本部への引き渡しは原則として知事が行う。市本部は次の対策を講ずる。</p> <p>ア <u>救援班</u>は世帯構成員別被害状況に基づき配分計画をたてる。</p> <p>イ 配分計画に基づき必要量を県に要請する。</p> <p>（略）</p> <p>第10節 義援金品募集配分計画</p> <p style="text-align: right;">[救援部<u>救援班</u>]</p>	
<p>123 第7節 住宅応急対策計画</p> <p>第3 計画内容</p> <p>2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理および被災した住宅の障害物の除去</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p>ア <u>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u></p> <p>（ア）対象者</p> <p><u>災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷</u></p>	<p>第7節 住宅応急対策計画</p> <p>第3 計画内容</p> <p>2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理および被災した住宅の障害物の除去</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p>	<p>滋賀県からの意見反映</p>

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p><u>受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。</u></p> <p><u>(イ) 緊急の修理</u></p> <p><u>市本部は、住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。</u></p> <p><u>(ウ) 費用の限度、期間等</u></p> <p><u>費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 8 条による。</u></p> <p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u></p> <p><u>(ア) 対象者</u></p> <p>災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ 居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p> <p><u>(イ) 応急修理</u></p> <p>市本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。</p> <p><u>(ウ) 費用の限度、期間等</u></p> <p>費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」（平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号）第 7 条による。</p>		
134	<p>第 6 章 交通計画</p> <p>第 1 節 道路交通対策計画</p>	<p>第 6 章 交通計画</p> <p>第 1 節 道路交通対策計画</p> <p>県計画と整合性をはか</p>

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>第2 計画内容</p> <p>1 交通規制</p> <p>(4) 各機関別実施の要領</p> <p>エ 警 察 (災害対策基本法関係)</p> <p>(イ) 緊急輸送車両の確認</p> <p><u>県警察は、災害発生時における災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、緊急通行車両を使用する者から、災害発生より前において、緊急通行車両であることの確認の申出を受けるとともに、緊急通行車両確認証明書および標章を交付するなど、事前の緊急通行車両の確認を推進するものとする。</u></p> <p>災害発時においては、県警察本部交通規制課または最寄りの草津警察署は、緊急通行車両を使用する者からの申出により、災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両確認証明書および標票を交付する。</p>	<p>第2 計画内容</p> <p>1 交通規制</p> <p>(4) 各機関別実施の要領</p> <p>エ 警 察 (災害対策基本法関係)</p> <p>(イ) 緊急輸送車両の確認</p> <p><u>災害発生時における確認手続の効率化を図るため、県警察本部交通規制課または滋賀県（防災危機管理局）は、緊急通行の交通需要を予め把握し、緊急通行車両を使用する者から予め必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証を交付する等の緊急通行車両等届出制度の整備を図ることとしている。</u></p> <p>災害発時においては、県警察本部交通規制課または最寄りの草津警察署に緊急通行車両事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であるとの確認を受け、緊急通行車両等確認証明書および標票の交付を受けるものとする。</p>	<p>るため</p>
<p>137 第2節 輸送計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>5 輸送方法</p> <p>(2) 自動車輸送</p> <p>ア 緊急交通路となる道路の管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送車両の通行に支障とならないよう、障害物の除去、応急復旧等を行い道路の機能確保に努める。</p> <p><u>なお、対応にあたっては、滋賀県域道路啓開計画（案）に基づき、基幹ルートおよび主要拠点ルートへの進出ルートの道路啓開に必要な体制整備を図る。</u></p>	<p>第2節 輸送計画</p> <p>第2 計画内容</p> <p>5 輸送方法</p> <p>(2) 自動車輸送</p> <p>ア 緊急交通路となる道路の管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、緊急輸送車両の通行に支障とならないよう、障害物の除去、応急復旧等を行い道路の機能確保に努める。</p>	<p>【滋賀国道事務所】令和6年9月に滋賀県域道路啓開計画が策定され、啓開ルート、情報収集・連絡・連携、道路啓開作業計画について</p>

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

			公表されたため。
150	<p>第10章 通信施設応急対策計画 〔総務部総括班、情報収集班、<u>NTT西日本株式会社</u>〕 (略)</p> <p>第2 計画内容 (略)</p> <p>3 一般通信施設 (NTT西日本株式会社滋賀支店) 一般通信施設の応急対策に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に <u>NTT西日本株式会社</u>が定める防災業務計画によるものとする。</p>	<p>第10章 通信施設応急対策計画 〔総務部総括班、情報収集班、<u>西日本電信電話株式会社</u>〕 (略)</p> <p>第2 計画内容 (略)</p> <p>3 一般通信施設 (<u>西日本電信電話株式会社</u>滋賀支店) 一般通信施設の応急対策に関する詳細な事項については、本計画と整合を図りながら別に <u>西日本電信電話株式会社</u>が定める防災業務計画によるものとする。</p>	【NTT西日本株式会社】組織改編による修正
151	<p>第11章 電力・ガス施設応急対策計画</p> <p>第1節 電力施設応急対策計画</p> <p>第1 計画方針 <u>風水害による電力施設の被害軽減と早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。</u></p>	<p>第11章 電力・ガス施設応急対策計画</p> <p>第1節 電力施設応急対策計画</p> <p>第1 計画方針 <u>電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、被害が発生した場合には、電力会社は速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。</u></p>	【関西電力送配電株式会社】震災対策編と表現を統一するため。
165	<p>第17章 応援要請計画</p> <p><u>第7 応援職員の受け入れ</u> <u>市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体および各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定し</u></p>	<p>第17章 応援要請計画 (新設)</p>	県計画と整合性をはかるため

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

<p>て、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>なお、応援職員の車両の設置場所等については、草津小学校グラウンド、草津中学校グラウンド、草津第二小学校グラウンド、ふれあい運動場とし、災害による被害状況や復旧状況を踏まえ、事前に協議の上決定する。</p>		
<p>166 第18章 ボランティア対策計画 [救援部<u>援護班</u>、仮設住宅・建築班]</p> <p>第2 計画内容</p> <p>1 ボランティア活動支援体制</p> <p>(3) ボランティア拠点の設置</p> <p>多数のボランティアを必要とする場合は、広域避難所等の防災拠点の一部をボランティア拠点として提供する。</p> <p>(略)</p> <p>2 ボランティア活動実施体制</p> <p>ボランティア活動は、各民間団体およびボランティアによる自主的活動にゆだねられるが、市および防災関係機関はこれと協力、連携して円滑な救援活動を実施する。</p> <p>(1) ボランティアの種類</p> <p>ア 専門ボランティア</p> <p>医師等専門技術を有するボランティア（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣に関しては、医師会等と協議のうえ、<u>援護班</u>および仮設住宅・建築班が受入れを行い、必要な場所に派遣</p>	<p>第18章 ボランティア対策計画 [救援部<u>救援班</u>、仮設住宅・建築班]</p> <p>第2 計画内容</p> <p>1 ボランティア活動支援体制</p> <p>(3) ボランティア拠点の設置</p> <p>多数のボランティアを必要とする場合は、<u>前線基地または</u>広域避難所等の防災拠点の一部をボランティア拠点として提供する。</p> <p>(略)</p> <p>2 ボランティア活動実施体制</p> <p>ボランティア活動は、各民間団体およびボランティアによる自主的活動にゆだねられるが、市および防災関係機関はこれと協力、連携して円滑な救援活動を実施する。</p> <p>(1) ボランティアの種類</p> <p>ア 専門ボランティア</p> <p>医師等専門技術を有するボランティア（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣に関しては、医師会等と協議のうえ、<u>救援班</u>および仮設住宅・建築班が受入れを行い、必要な場所に</p>	<p>避難対策部、の再編成による</p>

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

	する。	派遣する。	
170	第17章 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画 第2 要支援者応急対策 2 応急対策の内容 (略) (9) 避難所における男女のニーズの違い、多様な性的指向や <u>ジェンダー・アイデンティティ</u> に配慮した介護	第17章 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策計画 第2 要支援者応急対策 2 応急対策の内容 (略) (9) 避難所における男女のニーズの違い、多様な性的指向や <u>性自認</u> に配慮した介護	県計画と整合性をはかるため

地域防災計画 風水害対策編 新旧対照表

頁	修 正 後 内 容	旧 内 容	理 由 等
188	<p>第5章 被災者への支援計画 〔総務部調査班、救援部<u>援護班</u>、日本郵政株式会社、<u>NTT西日本株式会社</u>〕 (略)</p> <p>4 郵政関係保護 (略)</p> <p>(2) 電報、電話関係 被害地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、<u>NTT西日本㈱</u>と連絡のうえ、通信の通確保等について万全の措置を実施する。</p>	<p>第5章 被災者への支援計画 〔総務部調査班、救援部<u>救援班</u>、日本郵政株式会社、<u>西日本電信電話株式会社</u>〕 (略)</p> <p>4 郵政関係保護 (略)</p> <p>(2) 電報、電話関係 被害地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、<u>西日本電信電話㈱</u>と連絡のうえ、通信の通確保等について万全の措置を実施する。</p>	救援部の再編成、【NTT西日本(株)】組織改編による修正